令和８年９月１６日

令和８年

第１２回野洲市教育委員会定例会

報　告　事　項

野洲市教育委員会

報告事項

① 令和８年第５回野洲市議会定例会議案質疑・一般質問の内容と答弁の要旨について

② 職員の任免等について

③ 令和８年度第１回図書館協議会の概要報告について

④ 中畑・古里遺跡　弥生時代中期末の大型建物遺構等の保存に関する協議結果について

報告事項①

令和８年第５回野洲市議会定例会
議案質疑・一般質問の内容と
答弁の要旨について
（８月２７日開会）

１．議案質疑の内容と答弁の要旨　⇒　議案質疑はありませんでした

２．一般質問の内容と答弁の要旨

１．質問者
　創政会　石川　恵美　議員
２．質問内容
【1】「中畑・古里遺跡における報道について」
① 公有地化を見送る理由として「市民や議会の理解を短時間で得るのは難しい」と述べているが、実際は議会には意向確認も含め、協議や報告は全くなかった。一でも市民には意向確認や、協議は行ったのか
② 市民や議会で議論する前に結論を外に出している形だが、理解を短時間で得るのは難しいと判断したのは、何を根拠として判断したのか
③ 公有地化に必要な財源の試算はされたのか
④ こうした価値があるのにもかかわらず重要案件をどの手順で、公有地化しないと機関決定したのか
⑤ 市民や議会を判断材料ではなく公有地化しない口実に使って責任転嫁していないか
⑥ 事業者が撤退するかどうかの確認はしたのか
⑦ 土地の所有者には公的な観点からの協議を行ったのか
⑧ 色々まちづくりについて関係機関と話し合いが持たれたと思うが、どういう話し合いが持たれたのか
⑨ 他の部署の各部長をはじめ、特に観光、商業、都市建設の部署と協議をして意思決定したのか
⑩ 結論に至る手続きが民主的で透明だったと思うか

【答弁の要旨】（【1】①市長答弁（教育長含む）、②～⑤・⑨⑩市長答弁、⑥～⑧教育長答弁）

【1】「中畑・古里遺跡における報道について」

① 公有化を見送る理由として「市民や議会の理解を短時間で得るのは難しい」と述べているが、実際は議会には意向確認も含め、協議や報告は全くなかった。一度でも市民には意向確認や協議は行ったのか。

まず、私からの答弁の前に、中畑・古里遺跡の保存問題に関する一連の動きについては、リアルタイムで保存協議が進む中、こちらとしても発信できる情報が限られる状況で新聞報道がなされました。現在も最終的な協議結果を発表するために関係各所と調整中ですが、現在お知らせすることが可能な範囲において、教育長から経緯と協議に際しての市としての考え方についてご説明させていただきます。

[教育長]

では、私から今回の中畑・古里遺跡で検出した大型建物遺構を巡る一連の保存協議の経緯や、今回教育委員会でも取り組んでいる「遺跡の保存」のあり方についてご説明させていただきます。

皆さまもご存知のように、野洲市妙光寺地先の中畑・古里遺跡において、弥生時代中期

の大型建物遺構を検出しました。調査段階で大変貴重な遺構であることが判明しましたので、教育委員会からは５月 26 日付けで市議会議員様宛資料提供と報道機関宛資料提供、６月１日に報道機関対象の現地説明会を開催しました。その後、６月６日に一般対象の現地説明会を開催したところです。

調査を担当した（公財）滋賀県文化財保護協会による発表資料では、学識経験者の方々からは国史跡に匹敵する歴史的価値を有すると評価されています。この内容を市教育委員会でも重視し、報道発表前の５月末の段階で、開発事業者と遺跡の保存に関する協議を始めたところです。

開発事業者に対しては、遺跡の重要性の説明から行いました。そして、現地をご案内して実際の遺構の規模ですとか、三上山を含めた景観にも及ぶ重要性を御理解いただきました。しかし、開発事業者としては当初から貴重な遺構の保存には応じられない意向を示され、初回の協議が終了しました。

６月下旬に実施した２回目の保存協議の場において、教育長名での遺構保存に関する要望書を担当課から手渡しました。ただし、開発事業者はこの段階でも現地遺構の保存には応じられない意向を改めて示されています。

その後、教育委員会担当課は今回のケースの類例を交えて「遺構の保存」について説明を行いました。新聞報道のとおり、この時に手渡した保存に関する要望書には、初回協議の内容を反映して用地公有化や史跡公園化には触れておりません。ただし、さまざまな遺跡の事例を丁寧に説明する過程で、開発事業者も「可能な保存方策を社内でも検討する」と、協議に応じていただけることとなりました。

ここで、「遺跡の保存」についてご説明したいと思います。一般的に国史跡に指定されるような遺跡では、発掘調査で重要遺構が検出され、その貴重性や資料的価値が広く認識されたのち、地権者の同意のもと、国や都道府県を含めた関係機関との調整を経て史跡に指定されます。検出した重要遺構は、遺構保護に適した山砂などで保護措置が取られ、埋め戻しが行われます。保護された遺構は永久に地下に存在し続けることになります。その後の遺跡や地下遺構の活用のあり方は土地環境や条件によっても異なり、多くのケースが考えられます。その中で、最も大切なのは、現地に貴重な遺構が存在し続けることであり、最低限保存状況が維持できれば、後世に発達した技術で再調査することや、新しい手法での活用方策を改めて検討することも可能です。全国的にも「遺跡の保存」は現地の環境や条件に合わせてさまざまな方策が取られており、用地公有化や史跡公園化のみが有効な活用手段とは一概には言えないようです。

ちなみに、史跡整備の手法のひとつとして、検出した遺構そのものを展示・公開する方法も存在します。ただしこの場合、検出した遺構を適性に管理し続けることは困難であり、実際にこの手法がとられているケースは多くはないようです。本市の永原御殿跡や守山市伊勢遺跡でも、発掘調査で検出した遺構そのものを見せるという手法は採用していないのが現状です。

そこで、今回の中畑・古里遺跡の保存協議に話を戻します。初回の協議結果を受けて、私どもから発出した保存の要望書の内容としては、現地遺構の地下保存を軸に据えることにしました。今回の開発計画の性質や周辺環境など考慮し、事業者に保存の協力をいただけない意向と地権者の意向を示されている中では、要望書の段階で用地公有化・史跡公園化を一足飛びに求めるのではなく、実態に合わせた現地遺構の地下保存を求める方を優先すべきと教育委員会で判断いたしました。

一連の協議では、本年６月から７月までの調査期間終盤に差し掛かり、調査完了後着工

まで期間が見込めない中での交渉でもありました。このような厳しい協議の中でも、私どもには貴重な遺構を保存につなげていく必要と責任があります。一方、開発事業者としてもこの地の出店は10年来の悲願であり、協議の最中では遺跡の重要性や歴史的価値を認識されながらも、保存に対して協力できない苦渋を滲み出されていたそうです。

このように期間が限定された中で、協議や交渉の内容は常に動き得るものであり、本来的にその都度経過を公表しながら進められるものではありません。なおかつ、外部の状況を不用意に交渉や協議に持ち込むことが交渉に悪影響を及ぼした場合、例えば協議決裂のような取り返しの付かない結果につながることも十分あり得ます。

担当課は貴重な遺構の保存に向けて最大限努力して交渉しており、遺跡を取り巻くいろいろな条件を考慮した上でベストな選択を取っていたと考えています。当初は貴重な遺構の保存に対して非常に厳しい状況であったこと、協議過程での情報管理については、慎重になるべき状況であったことをぜひご理解いただきたいと思います。

要望書の提出後、保存協議も進み、開発事業者からは去る８月24日に回答書がもたらされました。その結果、開発事業者のご配慮により、計画建物の基礎構造などの大幅な設計変更に応じていただき、大型建物遺構の主要部分が現地で保存される見込みとなりました。担当課が少しでも多くの遺構を保存できるように取り組み、これに開発事業者が応じていただいた結果であります。

開発事業者からの回答書では、開発以後、現地に近いエリアにおいて遺跡の内容を紹介する解説パネルや地表面での遺構表示など、事後の活用方策の検討にも応じていただける旨が記載されています。

なお、６月における弥生時代の大型建物遺構に関する発表以降、同じ（公財）滋賀県文化財保護協会が担当する調査区内からは建物遺構とほぼ同時期の門柱遺構も検出されました。おそらく鳥居のような施設が想定されるもので、現地調査での検出以後、（公財）滋賀県文化財保護協会の調査と合わせて学識経験者の意見を踏まえながら資料価値が確定したところです。

現在、これら一連の保存協議結果の詳細と合わせた内容を追加発表するため、地権者の方との最終調整を行っており、９月中に発表させていただく予定です。

長くなりましたが、私からの説明とさせていただきます。

［市長］

ここで石川議員からの一点目のご質問にお答えします。

今回の遺跡の発見については、大変貴重な遺構であると、実際に私自身も現地に足を運んで十分認識しているところです。

報道の取材に対しては、公有化をするにしてもしないにしても、現実的に「市民や議会の理解を短期間で得るのは難しい」であろうと、取材を受けた８月段階での全体の所感を述べたものです。実際に市民に対して保存方策の意向確認を行っておりません。このような成り行きを全く見通せないまさに手探りの協議過程におきまして、用地公有化や史跡公園化などの発信は慎むべきであったと現在でも感じるところです。

当時としてはこれが適切な対応であったと考えています。結果として、このような経緯の中で事後の説明にならざるを得なかったということでございます。

② 市民や議会で議論する前に結論を外に出している形だが、理解を短時間で得るのは難しいと判断したのは、何を根拠として判断したのか

先にも述べましたように、「理解を短期間で得るのは難しい」としたのは、取材を受けた段階での全体的な私の所感です。遺構が保存できるかどうかもわからず、状況も常に変化し得る交渉の段階で、現実問題として用地公有化や史跡公園化などの合意形成を短期間で図るのは困難だと思われます。

③ 公有地化に必要な財源の試算はされたのか

教育長の説明にもありましたように、開発事業者との協議開始当初は、実際に保存できるかどうかもわからない状況でした。保存できるかどうかもわからない状況で、公有化に必要な財源の試算は行っておりません。

④ こうした価値があるのにもかかわらず重要案件をどの手順で、公有地化しないと機関決定したのか

新聞報道の取材時（８月１７日（月））には、「公有地化する場合はさまざまな困難が存在する」ことを所感として述べたもので、実際に「公有地化」しない、または「用地公有化を完全に排除する」という機関決定をしたわけではありません。

⑤ 市民や議会を判断材料ではなく公有化しない口実に使って責任転嫁していないか

報道内容は、あくまで取材を受けた段階で述べた財源などをめぐっての私の所感であり、議会や市民に責任転嫁したものではありません。

⑥ 事業者が撤退するかどうかの確認はしたのか

保存と開発の両立を念頭に協議を行ううえで、開発事業者に対して撤退の確認は行っておりません。ただし、協議の中でこちらの要望の内容や協議の仕方によっては、撤退を表明される恐れは常に意識して協議に臨む必要性があったと認識しております。

⑦ 土地の所有者には公的な観点からの協議を行ったのか

土地の所有者との協議は行っておりません。

現段階では、市が協議をおこなっているのは開発事業者であり、地権者の対応については、開発事業者がされています。

⑧ 色々まちづくりについて関係機関と話し合いが持たれたと思うが、どういう話し合いが持たれたのか

当時は、保存できるかどうかわからない状況であり、関係機関との協議を行う段階ではありませんでした。

今後、開発事業者が保存に対して協力が得られる見込みがでてきましたので、教育委員会の歴史民俗博物館とは、今回の発見に関する展示や講座の開催、図書館とは関連資料の特設コーナー開設などで連携を図ってまいります。

また、市観光物産協会をはじめ関係機関とも協議を進めて行けるのではないかと考えます。

⑨　他の部署の各部長をはじめ、特に観光、商業、都市建設の部署と協議をして意思決定したのか

今回の遺跡の保存という取り組みに関しては、教育委員会の所管です。当時は、保存できるかどうかわからない状況であり、他の部署とまちづくりの協議を行う段階ではありませんでした。

今般、開発事業者が保存に対して協力を得られる見込みがでてきましたので、今後、関係部署との協議を進めて行くことになります。

⑩　結論に至る手続きが民主的で透明だったと思うか

事の経緯は、先ほどの教育長の説明のとおりです。

協議当時としては担当課も含めて適切に対応できていたと思っています。

当時の状況で市側の活用策や思いのみを先行させた議論をオープンに行うことが保存協議に悪影響を及ぼす恐れもあります。また、協議の性質上、開発事業者が協議に関する情報をオープンにすることを望まれていない状況もありました。これらのことを考えると「民主的」や「透明」性などはあくまで後の評価であり、協議当時としては担当課も含めて適切に対応できていたと思っています。

1．質問者

創政会　荒川　泰宏　議員

2．質問内容

【1】「一般質問の取組について」

①　今年のプール授業は順調に進んでいるのか

②　学校給食費の無償化について

【答弁の要旨】（【1】教育部長答弁）

【1】「一般質問の取組について」

①　今年のプール授業は順調に進んでいるのか

現在のところ、各校のプール授業は予定どおり順調に進んでいます。特に、今年度から民間・民営プールを活用した学習を開始した小学校のプール授業につきましては、６月７月に、野洲小学校の全学年及び北野小学校、祇王小学校の一部学年において、当初の計画どおり順調に実施することができました。各校の先生方のご協力に加え、水泳指導員や支援員の皆様の熱心なご指導等により、子どもたちは意欲的に水泳学習に取り組んでおります。

２学期以降に水泳学習を実施する学校におきましても、子どもたちの状況を綿密に共有・確認し、安全で楽しい、そして命を守る水泳学習に取り組んでまいります。

なお、新たな屋内プールを整備することについては市民部に確認したところ、現在、市内では野洲市健康スポーツセンター（愛称サンネス）において、屋内プールを設置しており、新たな公設での整備は検討していません。

② 学校給食費の無償化について

中学校の無償化費用としましては、令和８年度当初予算ベースで、７千２８７万２，８００円が必要となります。

１．質問者

ネクストYASU・アリーナ会議　　田中　遼　議員

２．質問内容

【1】「開発保存『弥生アリーナ』遺跡に納得の説明を」

① なぜ判断に至るまでの間、議会に対する説明の機会が一度も設けられなかったのか。また、注目度の高い案件であればあるほど、本来はより丁寧な説明のプロセスが必要だったのではないか

② 公有化ではなく地下保存等の形で開発を認めた事例は、全国に他にあるのか。市民の納得感のためにも、可能な限り複数の事例を

③ 銅鐸博物館・図書館両施設は、今後どのように具体的な取り組みを進めていかれるのか

【答弁の要旨】（【1】①市長答弁、②③教育長答弁）

【1】「開発保存『弥生アリーナ』遺跡に納得の説明を」

① なぜ判断に至るまでの間、議会に対する説明の機会が一度も設けられなかったのか。また、注目度の高い案件であればあるほど、本来はより丁寧な説明のプロセスが必要だったのではないか

まず、遺跡の正式な名称は「中畑・古里遺跡」であり、このような公的な場でのご発言は市民に誤解を招く恐れがあることからお控えいただきますようお願いします。

それでは、一点目のご質問にお答えします。

石川議員の一般質問で答弁させていただき、内容としては重複するところもありますが、担当課は６月上旬での現地説明会前後から事業者と保存に関する協議をおこなってまいりました。当初は保存ゼロという厳しい状況からのスタートであったと報告が入っています。協議の成果や方向性が見通せない状況で、協議の過程を外部にオープンにしたりすることは協議自体にも悪影響を及ぼしかねないと考えられました。教育委員会としては、保存協議開始以降、開発計画によって「遺構が破壊される」「保存できない」という状態から、まずは貴重な遺構の現地保存を求めていくという方針で動いており、私としては担当課の交渉を見守っていくことが最善であると判断しました。

② 公有化ではなく地下保存等の形で開発を認めた事例は、全国に他にあるのか。市民の納得感のためにも、可能な限り複数の事例を

今回と類似するケースをお示しします。県内の国史跡に近接する開発地において、遺構を地下保存し、その後史跡に指定することを条件として、調査後開発に供された事例が複数個所存在します。なお、当該地は公有化までは行われていません。また個別の評価につながるため、具体名の公表は控えさせていただきます。

③ 銅鐸博物館・図書館両施設は、今後どのように具体的な取り組みを進めていかれるのか

ご指摘のとおり、博物館と図書館は、野洲の歴史や文化を市民に伝え、後世へつないでいくうえで重要な役割を担う施設であると考えております。

博物館では、発掘調査で得られた成果である出土遺物や画像、遺跡の模型(ジオラマ)の制作などを展示公開に反映させたいと考えています。また、遺跡の歴史的評価について市民のみなさまにお伝えする講演会等の開催を計画しています。さらに、最終的に刊行される発掘調査報告書をもとに、大岩山銅鐸や周辺の調査成果との関係を検討し、その都度新しい歴史的評価を加えながら、公開活用に努めてまいりたいと考えています。

図書館においては、今後調査結果に関する資料を図書館資料として整備し、市民のみなさまへの閲覧に供するとともに、次の世代以降の市民や研究者が活用できるよう将来にわたって資料の保存・活用を行います。

また関連資料の整備が整いましたら、図書館・博物館・文化財保護課と連携しながら、図書館内で関連資料の特集展示コーナーを設置できたらと考えています。

なお、直近の情報としまして、文化財保護課には中畑・古里遺跡の発掘に関する出前講座の依頼が近隣自治会様からいただいております。調査を担当した滋賀県文化財保護協会との連携も深めながら、一体として地域からの期待に応えてまいります。

1．質問者

清明会　益川　教智　議員

2．質問内容

【1】「全国学力・学習状況調査の結果について」

① 全国学力・学習状況調査の野洲市における小学６年生の国語・算数の結果概要とそこから見られる課題について

② 中学３年生の国語・数学・英語の結果概要とそこから見られる課題について

③ 小学６年生・中学３年生の質問調査結果概要とそこから見られる課題について

【2】「部活動の地域展開について」

① 部活動指導員の配置数について

② 外部指導員の配置数について

③ 教員の地域クラブへの参加意向を把握しているか

④ 指導員確保に向けた取り組み状況について

⑤　スポーツ文化芸術活動サポーター制度により、地域クラブに携わる指導者や支援者、ボランティアを登録する体制を整備するとあるが、この制度により指導者等を一元管理するという考え方か
⑥　市内の小学校との連携について
⑦　野洲高校との連携についての取り組み状況は
⑧　現状で地域クラブ化の見通しが立っている部活動について
⑨　今後の地域クラブ化に向けたスケジュールについて

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁　【2】①～②教育部長答弁、③～⑨教育長答弁）

【1】「全国学力・学習状況調査の結果について」

①　全国学力・学習状況調査の野洲市における小学６年生の国語・算数の結果概要とそこから見られる課題について

小学校国語では、全体の正答率は全国平均を１ポイント上回る 62%でした。問題別の回答状況をみると、根拠を読み取り説明することや、自分の考えをまとめるなどの問題で回答率が低い傾向にあります。一方で、漢字を正しく使うことができるか、文章の特徴を理解しているか、という問題では全国と比べて回答率が高い傾向にあります。

小学校の算数では、全体の正答率は全国平均と同程度の 56%でした。問題別の回答状況をみると、式の意味を理解し、式が表している状況を正しく判断できるかどうかをみる問題などで回答率が低い傾向にあります。一方で、グラフの特徴と用い方を理解し、およその割合を読み取ることができるかどうかをみる問題では全国と比べて回答率が高い傾向にあります。

②　中学３年生の国語・数学・英語の結果概要とそこから見られる課題について

中学校国語では、全体の正答率は全国平均と同程度の 64%でした。問題別の回答状況をみると、文章を読んで理解したことに基づいて、自分の考えを確かなものにすることができるかどうかをみる問題で回答率が低い傾向にあります。一方で、単語の類別や活用について正しく理解しているかをみる問題では全国と比べて回答率が高い傾向にあります。

中学校の数学では、全体の正答率は全国平均を１ポイント下回る 56%でした。問題別の回答状況をみると、数学的に表現したことを事象に即して解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することができるかどうかをみる問題で回答率が低い傾向にあります。一方で、反比例の関係を表す表の特徴を捉えて、値を求めることができるかをみる問題では全国と比べて回答率が高い傾向にあります。

中学校の英語では、全体のスコアは全国平均を２ポイント上回る 501 ポイントでした。問題別の回答状況をみると、日常的な話題について、話を聞き概要を捉えることができるかをみる問題で回答率が低い傾向にあります。一方で、実際のコミュニケーションにおいて、単語、文法などの知識を基に書いて伝えることができるかをみる問題では全国と比べて回答率が高い傾向にあります。

③　小学６年生・中学３年生の質問調査結果概要とそこから見られる課題について

質問調査では、昨年度課題として挙げた「学びに向かう力・人間性」に関する設問のうち、「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいましたか」の設問で昨年度よりもポイントが改善されましたが、全国と比べた際には肯定的な回答の割合が

低い状況にあります。しかしながら、「授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思いますか」の設問は、全国と同程度まで肯定的な回答の割合が改善されました。各校で全国学力・学習状況の結果を分析し、授業改善に取り組んできた結果だと考えています。

小中学校ともに、すべての教科で共通することとして、基本的な知識・技能については定着が見られる一方、読み取った情報や与えられた条件をもとに、自分の考えを整理したり、表現したりする力に課題が見られます。

引き続き、各学校でも今回の調査結果を分析し、これまでの成果や課題を検証することで、教育指導の充実や子どもたちの学習状況の改善に努めてまいります。

【2】「部活動の地域展開について」

① 部活動指導員の配置数について

部活動地域展開における部活動指導員の配置数につきましては、令和８年度は、野洲中学校４名、野洲北中学校２名、中主中学校１名の合計７名を配置しております。

② 外部指導員の配置数について

外部指導員の配置数につきましては、令和８年度は、部活動指導員を除き、野洲中学校３名、野洲北中学校で 18 名の合計 21 名の方に指導をいただいております。

③ 教員の地域クラブへの参加意向を把握しているか

令和７年に３中学校の教職員 94 名を対象として実施したアンケートでは、70 名の教員から回答があり、そのうち「地域の活動に登録して生徒の活動の指導・サポートをする」と回答した教員は約７%、「生徒の活動を指導・サポートしてもよい」と回答した教員は約 47%、「活動にかかわらない」と回答した教員は約 32%、「その他」と回答した教員は約 12%でありました。

この結果から、地域クラブへの関わり方については教員の意向に幅があるものの、一定数の教員が指導・サポートへの関与に前向きな考えを示しているものと受け止めております。また、部活動の指導を負担に考えている教員にも配慮しながら、教員の負担軽減や兼職兼業の取扱い等にも十分留意し、地域クラブの担い手確保に取り組んでまいります。

④ 指導員確保に向けた取り組み状況について

部活動の地域展開における指導者確保については、安定的な人材の確保が重要な課題であると認識しております。

このため、本市においては、県のコーチバンクシステムに登録し、広く指導者の紹介を受けられる体制を整えたところであります。

また、部活動指導員の確保に向けましては、関係者からのご紹介を通じて、指導に意欲のある方の掘り起こしに努めております。

さらに、運営協議会において、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会などの各種団体と、指導者不足という課題を共有し、地域全体での受け皿の確保に向

けた連携を進めております。

⑤　スポーツ文化芸術活動サポーター制度により、地域クラブに携わる指導者や支援者、ボランティアを登録する体制を整備するとあるが、この制度により指導者等を一元管理するという考え方か

部活動地域展開におけるスポーツ文化芸術活動サポーターにつきましては、地域クラブに携わる指導者や支援者、ボランティア等の登録体制を整備するものでありますが、指導者等を一元的に管理することを主たる目的とするものではありません。

本市といたしましては、指導者の確保が大きな課題であると認識しており、県のコーチバンクシステムの活用や関係者への呼びかけを通じて、必要な人材の確保に努めてまいります。

また、認定地域クラブの運営に当たっては、技術的な指導者に限らず、活動を見守っていただく方、会計や事務的な業務を担っていただく方など、サポーターとして多様な立場の方に関わっていただくことを想定しており、地域の実情に応じた柔軟な受け皿づくりを進めてまいります。

⑥　市内の小学校との連携について

市内小学校との連携につきましては、将来の参加者や地域クラブへの理解を広げる上で重要であると認識しております。

令和７年度には、実証事業として小学生を対象とした部活動体験会を実施し、サッカーでは 19 名、ソフトテニスでは９名、ハンドボールでは６名、吹奏楽では２回の取組に対して、のべ 72 名、剣道では５名の参加がありました。また、ラグビーフットボールと卓球では小学生の参加は０名ではありましたが、専門の指導員から技術的な指導をいただき、普段の活動ではできない体験をすることができました。

今年度におきましても、引き続き実証事業を企画し、小学生が部活動の地域展開について知ることができる機会を設けることで、地域クラブへの理解促進と円滑な移行につなげてまいります。

⑦　野洲高校との連携についての取り組み状況は

野洲高校との連携につきましては、地域全体で部活動を支えていく上で重要であると認識しております。

現在、野洲中学校及び野洲北中学校のサッカー部が、新たに認定地域クラブとして活動を始める予定であり、その一環として、野洲高校のグラウンドをお借りして活動することを想定しております。野洲高校のサッカー場は照明設備を備えていることから、日没後も活動が可能であり、一旦下校した後に再集合して、約２時間程度の活動時間を確保できるものと考えております。

また、野洲高校との連携は、活動環境の確保にとどまらず、野洲高校の部員との交流など、世代間の交流を図る機会にもつながるものと認識しております。

サッカー以外の他競技においても、同様に高校等との連携を視野に入れながら、地域全体で活動を支えていくことが重要であると考えております。

⑧　現状で地域クラブ化の見通しが立っている部活動について

現状で地域クラブ化の見通しが立っている部活動は、野洲中学校及び野洲北中学校のサッカー部であります。

両校のサッカー部は、令和９年度から認定地域クラブとして活動を開始する予定です。

なお、その他の競技につきましては、指導者の確保や運営体制が整い次第、認定地域クラブとして地域展開を進めていくことを想定しております。

⑨　今後の地域クラブ化に向けたスケジュールについて

今後のスケジュールにつきましては、国や県において、休日の活動について原則として令和 13 年度までに全ての学校部活動で地域展開を実現することを目指すとされており、本市におきましても、同様の考え方のもとで取組を進めてまいります。

今後は、部活動地域展開運営協議会において専門部会を設置するとともに、推進計画や認定地域クラブの設立に向けた要項等を策定していく考えであります。

また、令和９年度から活動を開始する予定のサッカーを先進事例として、指導者の確保や体制が整った競技から、順次地域展開を進めていく予定です。

引き続き、関係者や地域の皆様と連携しながら、段階的かつ着実に地域クラブ化を進めてまいります。

１．質問者

民主やす　山本　剛　議員

２．質問内容

【1】「自殺予防対策について」

①　子どもの自殺予防対策においての取組について

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁）

【1】「自殺予防対策について」

①　子どもの自殺予防対策においての取組について

自他の命の大切さや、自分のことを大切に思える自尊感情の育成は道徳科や特別活動、その他あらゆる教育活動の場面を通じて取り組んでいます。外部講師と連携した小学校５年生でのいじめ防止教育や小学校 6 年生での薬物乱用防止教育もその取り組みの１つです。

また、「自殺」を考えてしまうほど事態が深刻化するまでに、安心して思いや悩みを吐き出せる相手や居場所があることは自殺予防対策には不可欠です。そのため、SC（スクールカウンセラー）や SSW（スクールソーシャルワーカー）、心のオアシス相談員の配置、ふれあい教育相談センターや発達支援センター等、関係機関と連携し教育相談体制の充実を図っています。

さらに、昨年度より健康推進課とも連携し、子どもたちの一番身近にいる教職員を対象にゲートキーパー研修を実施しています。子どもが安心して SOS を出せる関りや環境づくり、SOS を出したときに受け止め、支援へつなぐ組織対応などについて学び、日々の指導や子どもたちへの声かけに活かしています。

近年、長期休業明けの９月は児童生徒の自殺者数が最も多い状況にあることが厚生労働省・警察庁の自殺統計からも分かっています。子どもたちへは、新学期が始まる不安や悩みなどを気軽に周りの大人に相談するよう呼びかけを、保護者へは子どもの様子を見守っていただけるよう連絡ツールを活用して連絡をするなど啓発を行っています。

学校だけでなく、様々な機関と協働しながら子どもたちを見守っている状況です。

１．質問者

未来共創　東郷　克己　議員

２．質問内容

【1】「全ての人の人権が尊重される野洲市を目指して」

①　「人権を尊重する」ということは、「相手の気持ちを思いやる」ということが基本であり、その思いさえあれば人権侵害は起きない。大人、子供問わず、この原点に返り素朴な啓発が重要ではないか

②　ＳＮＳ等の差別発言、罵詈雑言等の影響やそれらに対する「対策」や「啓発」について

③　性の多様性、LGBT の人権問題は、「唯一無二の存在である『一人』に寄り添う」という姿勢が重要であり、この姿勢を我々「守る側」が持ち、市民や子供達に啓発していくことが重要であると考えるが、見解を問う。

④　本市教育委員会においても、「緩衝地帯」をつくる対応とともに、「すべての人の人権を尊重する」「一人の人権を絶対視する」といった基本的な教育・啓発に努めることが肝要であると考えるが、見解を問う。

【答弁の要旨】（【1】教育長答弁）

【1】「全ての人の人権が尊重される野洲市を目指して」

①　「人権を尊重する」ということは、「相手の気持ちを思いやる」ということが基本であり、その思いさえあれば人権侵害は起きない。大人、子供問わず、この原点に返り素朴な啓発が重要ではないか

議員ご指摘のとおり、「相手の気持ちを思いやる」という姿勢は、人権尊重の基本であり、子どもから大人まで誰もが大切にすべきものであると考えます。

市内の小中学校におきましても、日々の学校生活や道徳科の授業などを通じて、「このとき、相手はどんな気持ちだったか」「もし自分が言われたらどう感じるか」などについて考える機会を設けております。また、弁護士によるいじめ防止授業や人権週間の活動などを通じて、互いを認め合い、尊重する態度の育成に努めております。

一方で、人権課題の中には、本人に差別する意図がなくても、偏見や誤った理解により人権侵害が生じてしまう可能性があります。そのため、人権教育においては、思いやりの心を育むことに加え、人権に関する正しい知識や理解を深めることも重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も「相手の気持ちを考え、お互いの人権を大切にしようとする心」を育むことを人権教育の基盤としながら、さまざまな人権課題について正しく学び、互いの違いを認め合い、尊重し合う態度を育む教育に取り組んでまいります。

② ＳＮＳ等の差別発言、罵詈雑言等の影響やそれらに対する「対策」や「啓発」について

ＳＮＳやインターネットの普及により、誰もが容易に情報を発信し、多くの情報に接することができるようになりました。その一方で、誹謗中傷や差別的な表現、不確かな情報の拡散など、人権に関わるさまざまな問題が生じていることも認識しております。

特に SNS 上では、感情的な投稿や他者を傷つける言動が短期間で広がることがあり、年齢を問わず、多くの人がその影響を受ける可能性があります。このことは、人権尊重の観点からも重要な課題であると考えております。

こうした状況に対応するためには、インターネットや SNS を適切に活用するための情報モラル教育や、人権意識を高めるための継続的な啓発が重要であると考えております。

市内の小・中学校では、外部講師をお招きし、児童生徒や保護者を対象にスマートフォンやＳＮＳの利用に関する出前授業を実施したり、文部科学省が作成する情報モラルの映像教材を活用したりするなど、情報リテラシーや他者の人権を尊重する態度の育成に取り組んでおります。

今後につきましても、関係機関と連携を図りながら、子どもはもとより、大人も含めた幅広い世代に対する啓発の充実に努め、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでまいります。

③ 性の多様性、LGBT の人権問題は、「唯一無二の存在である『一人』に寄り添う」という姿勢が重要であり、この姿勢を我々「守る側」が持ち、市民や子供達に啓発していくことが重要であると考えるが、見解を問う

性の多様性に関する課題につきましては、一人ひとりの人格と人権が尊重され、誰もが安心して生活し学ぶことのできる社会の実現に向けて、適切に対応していくことが重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、性的指向や性自認に関する悩みは、周囲に相談しづらく、時には家族や友人にも打ち明けることができないまま苦しみを抱える方がおられるなど、他者から見えにくい側面を有しております。

また、今年の６月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づいた基本計画が策定され、性の多様性に関する理解を進めるための教育・啓発等をより一層推進すること、性的マイノリティの当事者が安心して過ごせる環境を整備することが求められています。

教育委員会といたしましては、今年度、市内すべての学校で「性の多様性」に関する研修を実施し、全教職員が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深め、児童生徒が安心して、ありのままの自分で生活できる学校づくりに努めております。

今後も、「誰一人取り残さない」という視点のもと、すべての児童生徒が互いの人権を尊重し合える教育を推進してまいります。

④ 本市教育委員会においても、「緩衝地帯」をつくる対応とともに、「すべての人の人権を尊重する」「一人の人権を絶対視する」といった基本的な教育・啓発に努めることが肝要

であると考えるが、見解を問う

学校における性の多様性への対応につきましては、性的マイノリティの児童生徒への配慮はもとより、他の児童生徒への配慮も含め、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整えることが重要であると考えております。

議員ご紹介の事案につきましては、本市の事案ではございませんので個別の評価は差し控えますが、一般論として申し上げれば、学校現場では児童生徒一人ひとりの状況や心情、発達段階等を踏まえながら、丁寧な対応を行うことが求められております。

文部科学省におきましても、性的マイノリティの児童生徒への支援にあたっては、本人の意向や心身の状況に配慮するとともに、他の児童生徒への配慮や学校全体の理解促進を図りながら対応することが重要であるとの考え方が示されております。

このため、本市教育委員会といたしましては、トイレや更衣室の利用、宿泊を伴う学校行事への参加などについて、一律の対応を行うのではなく、本人や保護者の意向を十分に確認しながら、必要に応じて学校、保護者、関係機関等が連携し、個々の事情に応じた適切な対応を検討してまいります。

その際には、当事者となる児童生徒はもちろん、周囲の児童生徒の安心感や安全性にも十分配慮し、相互理解を図りながら、すべての児童生徒が安心できる環境づくりに努めてまいります。

議員ご指摘の「すべての人を尊重する」「一人ひとりを大切にする」という考え方は、学校教育においても極めて重要な視点であると認識しております。教育委員会といたしましては、今後も、人権尊重の精神を育む教育を推進するとともに、多様な価値観や立場を認め合い、互いを尊重できる学校づくりに取り組んでまいります。

報告事項②

職員の任免等について

【新規採用者】

所属名	フルタイム パートタイム	補　　職　　名	氏　名	学校・園名	備考
					付
					付
総計	フルタイム	0人	0人		
	パートタイム	0人			

【退職者】

所属名	フルタイム パートタイム	補　　職　　名	氏　名	学校・園名	備考
					付
					付
総計	正規	0人	0人		
	フルタイム	0人			
	パートタイム	0人			

職員許可・承認等一覧

区　　分		対象職員	許可の期間
育児休業承認		正規職員	令和8年9月12日～令和9年7月16日
営利企業等従事許可承認 （兼業請求）		会計年度任用職員	令和8年9月5日～令和8年12月18日
分限休職承認		正規職員	令和8年9月19日～令和8年11月15日
総計	正規	2人	3人
	フルタイム	0人	
	パートタイム	1人	

報告事項③

令和８年度 第１回野洲市図書館協議会 議事概要

日時	2026年７月10日（金）13:30～
会場	野洲図書館　本館　会議室
出席者	委員：10名中、９名（過半数出席）　　事務局３名（館長、係長、司書）
配布資料	①令和７年度 野洲図書館業務概要（概要編）　②令和７年度 野洲図書館業務概要（資料編） ③令和７年度 野洲図書館評価シート　④令和７年度図書館アンケート結果報告 ⑤野洲市図書館協議会委員名簿　⑥令和８年度 野洲図書館事業方針 ⑦令和７年度貸出冊数について／令和８年度資料費予算額について【速報版】(A3) ⑧令和８年第３回野洲市議会定例会議案質疑・一般質問の内容と答弁要旨　⑨事業関係チラシ・資料など

１　開会

・館長あいさつ

・委員10名のうち過半数の出席があるため、野洲市図書館管理運営規則第９条第２項の規定により、本日の協議会が成立していることを報告。議事録は後日図書館ホームページに掲載する旨の説明。

２　議事

（1）令和７年度 野洲図書館事業報告について（館長報告）

個人貸出は前年に比べ微増し、貸出冊数は約1%増、貸出人数は4.4%増であった。なお、前年は空調工事による１か月間の休館があり、単純比較は困難。予約受付数についても前年比4.8%増となり、予約本受取ボックスの利用は順調に推移。一方で、貸出冊数はコロナ禍前の水準には戻っておらず、資料購入費も以前の１万冊規模から令和６年度には約6400冊まで減少。限られた予算の中で、魅力ある蔵書形成を継続する必要があるとの認識。

また、学校司書配置や学校図書館支援により、児童書貸出の増加や子どもと本をつなぐ取組に一定の成果が見られた。バリアフリーサービス、移動図書館、予約本受取ボックス、各種イベント等も継続して実施している。

【委員の主な意見】

・白河市のコミックの提供とそれによる利用の相乗効果について。蔵書の１割をコミックとし、コミックだけでなくほかの本の貸出が増えた。ただし、それなりの投資（資料購入）は行っている、など。

（2）令和７年度 野洲図書館事業評価について

事業評価の進め方について図書館事務局より説明。当日は図書館の自己評価までを示し、委員からのコメント及びABCD評価を後日提出のうえ、事務局で集約し、次回協議会において最終評価を決定する。資料として１月に実施した「令和７年度図書館アンケート結果報告」を提供。

【委員の主な意見】

・レファレンスサービスについては、利用者が気軽に相談できるよう、声かけや案内の工夫が必要。

・ネットの誤情報の状況・AIの拡大に対して、司書によるレファレンスの有用性を大切にしたい。

・数値的には目標値には達していない。新しい本が入ってきていない影響が大きいのではないか。

・子ども・若者と本をつなぐ取組については、学校図書館の支援や授業連携は効果があるため、今後も継続してほしい。移動図書館も期待している。

・誰もが利用できる図書館サービスについて、外国語資料の受け入れ状況について質問があった。

（参考）【図書館自己評価（評価シートより抜粋・要約）】

評価項目	取り組み内容と成果・課題	自己評価
①市民の必要とする資料と情報の提供」	図書購入費が厳しい中、選書の精査、新規登録の促進、各種PR、予約本受取ボックスの活用等に取り組んだ。レファレンスサービスについては認知度向上が課題	B
②「子ども・若者と本をつなぐ」	ブックトーク、学校図書館支援、夏休みイベント等を通じて読書環境の整備を進めた。小学校では成果が見られる一方、中高生・YA世代の利用拡大が課題	B
③「誰もが利用できる図書館サービス」	予約本受取ボックス、出張貸出、アルプラBM、外国語資料、学校・地域との連携事業等を通じてサービス提供を行った。レファレンスや資料提供の周知、外国語資料の整理等に今後の改善余地がある	B

※R7図書館事業評価については、第２回図書館協議会で協議の後、教育委員会定例会で報告予定

(3) 令和８年度 野洲図書館事業について

① 通年の事業計画について

令和８年度も、例年実施している事業を継続する方針が示された。「化石」「一日図書館員」「としょかんでよふかし」「秋風ブックフェスタ」等を引き続き実施し、学校・地域との連携を継続する。

② 「野洲市どこでも図書館事業」（移動図書館車）について

移動図書館車の導入に向けた検討状況について説明があった。事業は、子どもへの読書機会の提供、地域の高齢者へのサービス、イベント出展を柱として構想されている。

６月議会では、巡回ルート、学校司書との連携、住民とのコミュニケーション等が質問されており、安全面や従来型移動図書館との役割整理も含め今後さらに調整が必要、とされた。車両はすでに入札済みであり、現在デザインを検討中。

愛称については、公募を実施し、広報紙、ホームページ、市内小学校への配布等を通じて募集する。募集期間は８月７日から９月20日を予定し、事務局で整理のうえ、第２回協議会において審査・決定する。

【委員の主な意見】

・移動図書館車の運行方法の想定について質問をいただいた

→（館長）地域・学校・その他で調整を進める。すべてのご要望には応えきれない可能性。

・過去実施していた「としょかんまつり」は実施しないのか？

→（館長）「秋風ブックフェスタ」などが後継の施策となる。市民の自主事業となるのが理想。

・教科書のデジタル化の動き。図書館での教科書の保存はどうなるか？

→（館長）教科書は、当面（紙・電子の）併用となる。紙の教科書は従来通り保存。

3　今後の予定

・図書館評価は、評価シートの提出を８月末とし、その後会長とりまとめ・評価案の作成・共有を経て次回協議会で決定とする

・次回協議会にて、移動図書館車の愛称について協議を行い決定する

・次回協議会は１０月に開催することとし、日程調整を行う

4　閉会

報告事項④

中畑・古里遺跡 弥生時代中期末の大型建物遺構等の保存に関する協議の結果について

野洲市教育委員会では、令和７年 12 月から当該遺跡の発掘調査を進め、(公財) 滋賀県文化財保護協会が担当した調査区で検出した弥生時代中期末の大型建物遺構と門柱遺構について、開発事業者である㈱カインズ様（以下、開発事業者）と遺構の保存に関する協議を行ってまいりました。この程、両者合意のもと、協議の結果と現地遺構の取り扱いが定まりましたので、以下のとおり公表します。

１．発掘調査の経緯・概要

今回の発掘調査は、大型店舗出店計画に先立つものです。令和７年９月から 10 月にかけて実施した試掘調査の結果を受けて、令和７年 12 月から令和８年８月までの調査期間で、開発事業者による調査費用負担のもと、本発掘調査を実施しました。

令和８年４月から５月にかけて、大型掘立柱建物の遺構の存在が明らかとなり、遺構の一部掘り下げの結果、弥生時代中期末～後期初頭の年代が推定されました。また、同調査区内では、同年６月から７月にかけて、大型建物遺構と同じ「斜路」構造をもつ１対２基の大型柱穴の存在も明らかになりました。当該遺構の掘り下げ当初は性格が不明でしたが、残存埋土の土層堆積状況や柱穴底部の形状確認と出土遺物の検証を行い、学識経験者の見解を踏まえて７月末の段階で、同遺構を大型建物遺構と同時期の門柱（大柱）遺構であると結論付けました。

大型建物遺構の存在が明らかになって以降、現地ではあらゆる関連分野の学識経験者の方に遺構を実見いただきました。その結果も踏まえ、野洲市教育委員会は一連の検出遺構に国史跡と同等の歴史的価値と重要性を見出し、同年５月下旬から開発事業者と遺構保存に関する協議を始めました。

２．市教育委員会からの保存要望について

令和８年５月下旬から、主には対面にて５回の協議を行いました。その過程で、第２回目の協議にて、市教育委員会から開発事業者に対し、大型建物遺構の現地保存に関する要望書を送付（手渡し）しています。その要点は以下のとおりです。主として２点に集約されます。

①．大型掘立柱建物遺構の現地保存

同遺構の建物としての範囲もしくは個々の柱穴を保護し、計画建物の基礎施工によって破壊されずに地下保存されること。

②．開発計画の竣工・オープン後を見据えた調査成果の活用策

今回検出した遺構を広く市民に知ってもらうため、解説サインの設置や遺構の地表面あるいは床面表示などを行うこと。

ここでいう遺構の「保存」とは、検出した遺構を保護砂によって埋め戻し、直後の開発行為によって破壊されない状態を維持していくことを言います。調査の過程で、遺構の埋土を完全に掘り切ってしまうのではなく、遺構の機能時期や廃絶時期の情報をもつ埋土ごと埋め戻して

後世に残すこともあります。例えば国史跡に指定されている遺跡の遺構も、このような方法によって保護措置が取られている場合が主流です。このようにすれば、後世のある時期において、その段階で発達した技術による再調査を行い、また新たな知見を得ることも可能となります。

今回のケースでは、これらの遺構が地下で保存されるのであれば、地表（地上）の状況については内容を問うことはしておりません。

３．保存協議の結果―遺構の部分的保存―

市教育委員会からの要望の回答を令和８年８月 24 日に受理し、その内容を結果として公表します。大型建物遺構については、残念ながら全ての柱穴が保存される状況とはなりませんでしたが、16 基ある柱穴のうち、建物の全体規模を認識するうえで主要な９基の柱穴が現地で保存されます。

一方、門柱（大柱）遺構については、１対２基の大型柱穴が全て保存されることになりました。

具体的には別添の遺構平面図をご参照ください。

また、開発計画は当初の通り進められることになり、検出遺構の直上には店舗建物が当初計画どおり建設されます。ただし、検出遺構直上の位置近辺には、２－②で挙げた事後の活用策について具体的に検討いただけることになりました。

４．保存協議過程

市教育委員会と開発事業者とは、３．の結果が導き出されるまで、先にも述べたとおり対面で５回の検討協議を行い、そのほかにも電話やメールにて交渉を重ねてまいりました。

主な対面協議は以下のとおりです。

・令和８年５月 27 日　第１回保存協議　開発事業者に対する保存の依頼。
・令和８年６月 22 日　第２回保存協議　市教育委員会から㈱カインズ様へ要望書を手渡し。
・令和８年７月 16 日　第３回保存協議　開発事業者と保存方策の検討。
・令和８年７月 23 日　第４回保存協議　開発事業者と保存方策の検討。
・令和８年７月 29 日　第５回保存協議　開発事業者から保存方策概要の提示。
・令和８年８月 24 日　㈱カインズ様から要望書に対する回答書を受理。

５．結果（遺構の部分的保存）に至る背景と要因

・協議当初の流れとしては、まず６月６日の一般向け現地説明会の前後に、検出遺構の重要性を説明し、遺構の現地保存を要望しました。
・大型建物遺構などを検出した調査区は、計画建物の柱基礎の密度が高く、全域が遺構の全損を前提とした本発掘調査として着手した経緯があります。
・協議当初は、開発事業者としては遺構保存の要望依頼には応じられないとの意向でした。
・その後の協議において、市教育委員会との史跡整備や遺構保存の類例説明を通じて、開発事業者には現地の遺構保存を社内検討いただけることとなり、さらに協議を重ねていった結果、今回の遺構保存の方策が導き出されました。

・大型建物遺構の全ての柱穴が保存できないのは痛恨の極みですが、開発事業者には建物基礎構造の大幅な設計変更に応じていただきました。その結果、当初は調査区内の全ての遺構が建設工事による影響を受ける状態（全損）であったものが、門柱（大柱）遺構の完全保存、大型建物遺構の部分的保存という結果に繋がりました。
・各地で大地震が多発している昨今において、建物の基礎構造設計変更には限界も存在しました。計画範囲において、大型建物遺構の柱穴が全部保存に至らなかった要因の一つです。
・協議の中では建物の建設位置自体の変更も、当然俎上に上げています。開発事業者の主張としては、計画地は面積の広い敷地である一方、同時に建物・施設等のレイアウトパーツの面積も単位が大きいこと。国道８号バイパスからの接続や北側・西側の住宅地に対する配慮などの外的要因を考慮すると、計画建物のレイアウト変更の選択肢は限定されるという背景があるとのことです。
・前項の事情に加え、計画地南西側には妙光寺塚越古墳が存在します。現状の直径約 20mの墳丘が現存する古墳時代後期の首長墓ですが、調査着手前から市教育委員会は開発事業者に対して古墳の保存を要望し、開発事業者には緑地としての保存に協力いただいておりました。この古墳が存在する近辺には建物や施設の配置が不可能であり、駐車場としても利用できないという状態が、建物計画位置の変更を困難にしている大きな要因となっています。

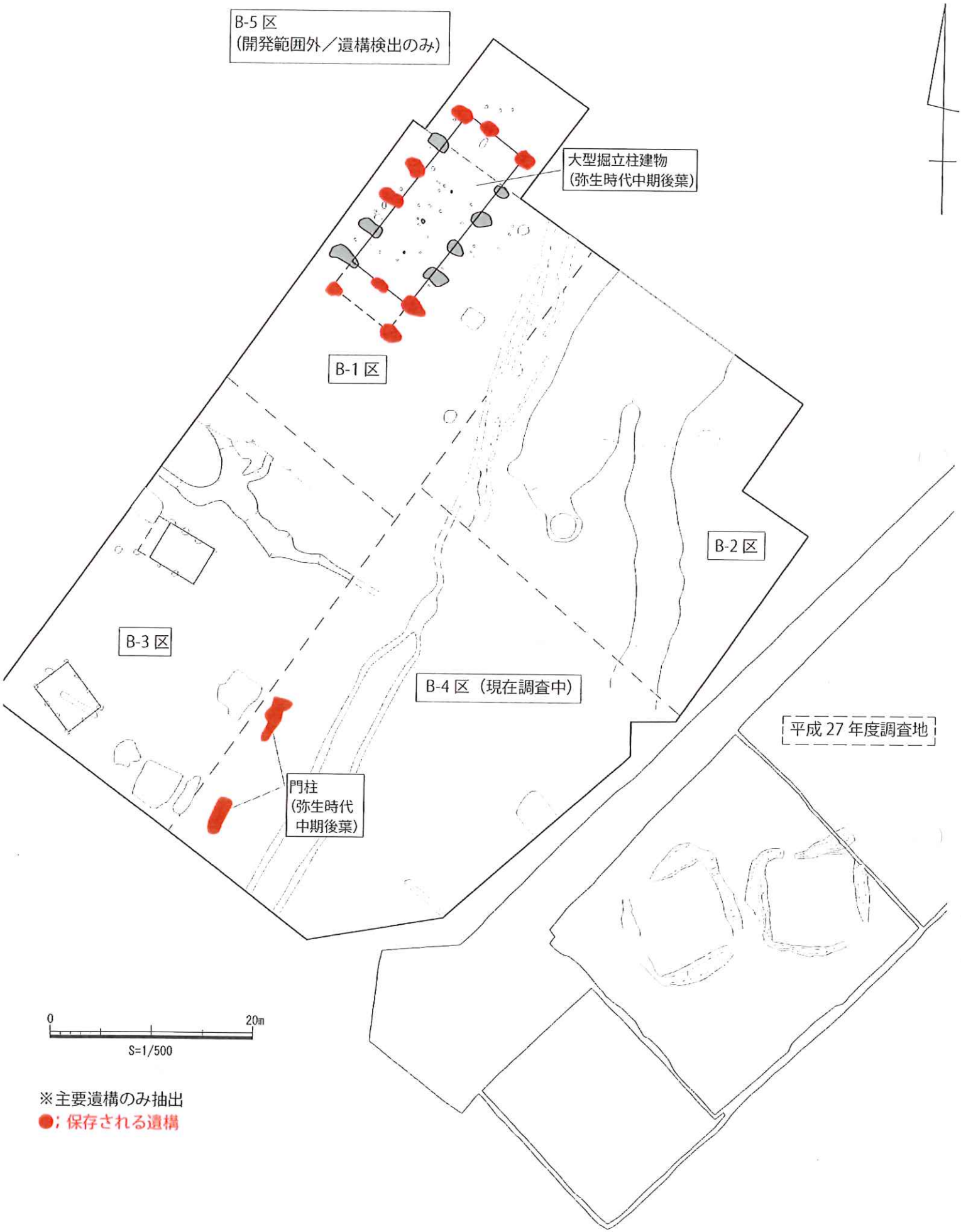
６．保存協議にあたっての市教育委員会のスタンスと今後の取り組み

この種の遺構保存協議は、文化財保護行政上も地元市町が主体となって進めていくものです。市教育委員会が行う保存協議はあくまで依頼や要望の立場であり、法的な力を背景にするものではありません。一方、地元市町の教育委員会が行う依頼・要望に対し、開発事業者側に応じていただけるか否かは開発事業の業態によっても大きく左右されると考えられます。

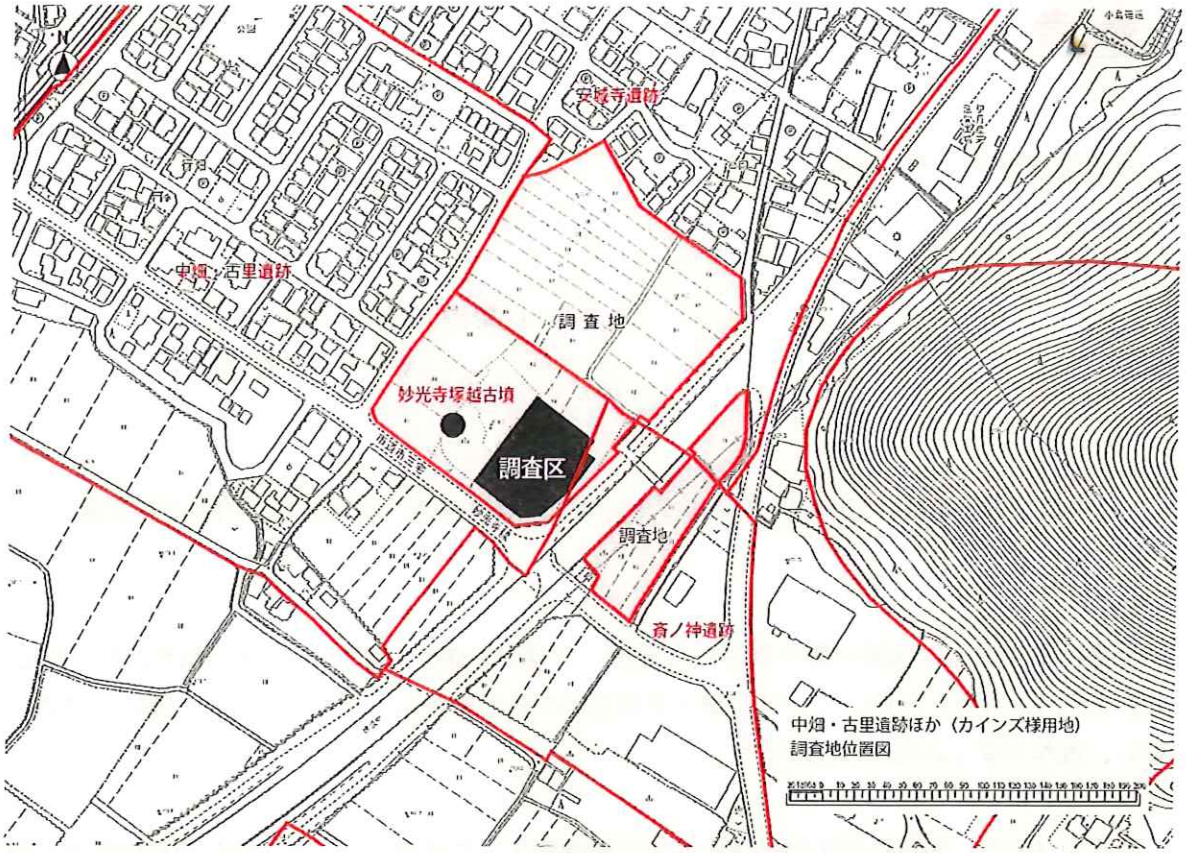
先にも触れましたように、今回開発事業者としては、当初は保存要望には応じていただけないスタンスでありました。着工予定時期まで期間も短い状況の中で、開発事業者側との信頼関係を構築して一定の成果を挙げるためには、市側でも検討や合意形成に時間を要する用地公有化を伴う保存措置を講ずるよりは、開発事業者側にも対応可能と思われる方策を予め提示し、早期に具体的な保存協議を始めることが得策であると考えた次第です。

協議中途で開発事業者からもたらされた保存案も、残念ながら大型建物遺構全体を保存できるものではありませんでした。そうした状況であっても、平面規模の大きな遺構において、一つでも多くの柱穴を保存につなげることが、今後の短期長期両方の活用策を見据えた上でも重要であると判断しました。

開発事業者には、今回の調査成果の現地での事後活用策にも継続して協議いただけることになりました。市教育委員会としましても、歴史民俗博物館や図書館での展示や地域での講座開催、関連資料の整備などを積極的に進め、今後も当遺跡の周知・情報発信に努めてまいります。



中畑・古里遺跡　B 区（県協会調査分）　主要遺構配置図


安楽寺遺跡
中畑・古里遺跡
調 査 地
妙光寺塚越古墳
調査区
調査地
斎ノ神遺跡
中畑・古里遺跡ほか（カインズ様用地）
調査地位置図

参 考

野教委文 第239号
令和８年６月22日

株式会社カインズ　御中

野洲市教育委員会
教育長　北脇 泰久

中畑・古里遺跡 弥生時代中期末の大型掘立柱建物遺構の現地保存に関する要望書

平素は本市文化財保護の取り組みにご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、令和７年 12 月から開始している中畑・古里遺跡の発掘調査につきましても、一連のご協力に対し、重ねて厚くお礼申し上げます。

今回の（公財）滋賀県文化財保護協会の担当調査区にて検出しました、弥生時代中期末の祭殿と評価される大型掘立柱建物跡は、三上山信仰の歴史を遡る上で最古の資料として評価でき、その歴史の古さをストレートに物語るものであります。現代やこれからの世代を歩んでいく本市市民にとりましても、欠かすことのできないモニュメントとして位置付けられます。

去る令和６年度末に策定いたしました『野洲市文化財保存活用地域計画』では、本市の歴史文化の特徴を三つの柱にまとめております。その一つ目には「三上山信仰と遺跡群が伝える山との共生」を掲げております。この三上山を中心とする文化財群は、御上神社や宮寺の旧東光寺、山麓の古墳群などの遺跡をはじめ、御上神社の国宝本殿をはじめとする建造物群や同神社が所有する歴史資料・美術工芸品、周辺の村落によって運営される「三上のずいき祭り」など、実に多岐に及ぶものとなっております。また、「三上山のムカデ退治」の伝説は、市民の世代を超えて人口に膾炙されるものであり、三上山は本市の歴史文化や歴史文化そのものを超越する存在であるといっても過言ではありません。

今回発見となった中畑・古里遺跡の大型掘立柱建物遺構に関しては、遺構としての学術上の重要性や歴史的価値については、新聞・テレビによる報道や、学識経験者の指摘の通りであります。三上山麓を聖域空間として景観を設定・演出するあり方については、日本人の信仰の歴史を考える上で、今後欠かすことのできない史跡として注目されることは必定と考えられます。また、三上山に親しみをもつ本市市民にとりましても、その信仰の歴史の古さを具体的・直接的に物語る資料として大変貴重であります。

以上のことから、野洲市教育委員会では以下の点を要望いたします。

１．大型掘立柱建物遺構の現地保存

同遺構の建物範囲もしくは個々の柱穴を保護し、計画建物の基礎施工によって破壊されずに地下保存されること。遺構が破壊を受けずに地下保存されるのであれば、直上に計画建物を施工することについて問題とするものではありません。

２．開発計画の竣工・オープン後を見据えた遺構の調査成果の活用策

今回検出した遺構を広く市民に知ってもらうため、具体的には解説サインや遺構の地表面あるいは床面表示、もしくは小型ジオラマの展示など、いくつかの方策が考えられます。

今回の開発計画に対する貴社のお立場や重要性は、本市教育委員会としましても重々認識するところであります。請い願わくば諸々の条件が解決となり、遺構が現地保存されるよう以上のとおり要望するものであります。

誠に恐れ入りますが、当件に係る結果や対策・措置につきまして、野洲市教育委員会宛ご文書にてご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。